

国際労働会議と労働組合：日本労働組合評 議会の場合

MURAYAMA, Shigetada / ムラヤマ, シゲタダ / 村山, 重忠

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

13

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

24

(発行年 / Year)

1966-11-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017737>

国際労働会議と労働組合

——日本労働組合評議会の場合——

村 山 重 忠

一

大正十四年（一九二五年）五月二十五、六日、日本労働総同盟から除名されたいわゆる総同盟刷新派諸組合によって、わが国における左翼労働組合の全国組織としてはじめて独立した日本労働組合評議会が、創立された。本稿ではこの組合の国際労働会議にたいする態度について述べることにした。

さて、日本労働組合評議会（以下評議会と略称）は、その創立大会において採用された宣言のなかで、「労働階級にとって、有利な改良的な方法、または機関は、確乎たる階級の見地からのみ積極的にこれを利用すると同時に、大衆の前に、絶えずその真性質を暴露することを忘れてはならぬ」とうたっており、また同大会では、議案「国際労働会議に対する決議案」が上提され、可決されている。つぎに、その提案理由並に討論のもようをみてみることにしよう。^(注一)

まず、板野勝次が提案理由をつぎのように説明した。

「今まで、労働団体は国際労働会議を利用するといっていたが、どの点を利用するのか、はっきり指摘していなかった。そのため、労働代表選出についても、ただ組合に重きをおいて、たとえば労働者代表を出すとかあるいは他の団体から代表を出すといったことだけに重点をおき、その代表者の人格というものを軽んじていた感があった。こうしたことは、われわれの最も忌むべきことで、国際労働会議にたいしてもっとはっきりした利用点を指摘しなければならぬと思う。

歐洲大戦が勃発するや、労働組合の幹部や識者たちは、労働階級の斗争を禁止し、帝国主義戦争を助け、政府、資本家もまた、労働階級の力を借りる必要があった。そこで、政府、資本家は、労働階級にたいして、当然相当の報酬を与えなければならなかったが、戦時中はそれが不可能であったから、戦後かならずいろいろな報酬を与えるということに約束した。戦争が終ったとき、政府、資本家は、その約束を、労働者にたいして履行しなければならなかった。そのとき、一方では、ロシア革命によって一般労働者の氣勢が非常に昂揚してきた。そこで、この氣勢を軟げるためには、戦時中の約束をなんらかの方法で履行しなければならぬという事情に迫られた。そのため資本は、ベルサイユ講和会議の条項に『労働条項』なる一節を挿入することにした。国際労働会議は、その条項にもとづいてできたものであるから、国際労働会議成立の動機は、要するに第一に、わが労働階級の戦斗的職分を放棄させ、斗争的な精神をすてさせ、他方では、国際的な精神を起させ、漸次、協調主義をとらせるといふ意味を持っている。第二に、戦後、各所に起った革命的機運を懐柔主義、協調主義によって平和に導こうといふ意味を持っている。ゆえに、国際労働会議なるものは、換言せば明かに国際労働協調機関であるといふことができる。現に、国際労働会議参加の各国資

本家は、みな、内外策応して組合運動の懐柔につとめている。日本の組合官僚の間でも、彼らと不可離の關係をもっているものがある。現に日本の組合員のなかに懐柔主義、協調主義に没頭しているものがあるという理由は、確かにそこにあるのではないかと思う。国際労働会議は、元來、そのような性質をもっているものであるから、これにたいして労働階級が大きな望みを持つことはできないばかりでなく、近時反動勢力の台頭とともに、その活動は、ほとんど有名無実となつてきているようだ。

しかし、国際労働会議は、無用なものかというところ、決してそうではない。利用しうる価値はあると思う。たとえば

- 一、国際的な舞台において、日本の政府を圧迫すれば、多少の効果がある。

- 二、国際労働会議の席上から会議そのものの本質を一般大衆の前に暴露する。

- 三、政府の費用によって、国際労働運動の連絡をはかりうる。

このような利用点を知つたうえで、国際労働会議にたいし、はっきりした態度をきめなければならぬ。このように述べた後、決議案を朗読し、満場に賛成を求めた。

決議

- (一) 近年我国の労働者が国際労働会議を利用すると称しながら実はこれに利用せらるる危険にある実情に鑑み、その本質を明白に暴露し、その利用価値を正当に評価することと同時に利用の具体的方策を建てること

- (二) 国際労働会議が労働運動者の登竜門の如き観のある結果、その代表選定に関して、組合間にみにくき競争の行なわれることは甚だ遺憾である。将来はこれを防止するために全国の各組合の協議に依つて代表を選出すること

- (三) 従來の代表者選出の標準は、主として組合關係に重きを置いて、国際労働会議を最も有効に利用し得る資格の有無を第二義に置いていた。今後は、その資格の点に重きを置くこと

- (四) 會議決定事項の多数は未だなお諮詢を受けて居らぬ。故に決定事項の促進に全努力を払うこと

ついで質問応答に移り、関東印刷労働組合の安藤某から、「国際労働会議は、参加国の政府にたいし議決に同意させる権利があるか」との質問があり、板野は「国際労働会議の議決事項は批准してもしなくてもよいことになっている」と答え、続いて討論に移る。

まず、東京合同労働組合の伊藤某が「日本の過去の経済斗争は、もっぱら労働階級の生活の面にだけ局限せしめられていたので、勢い一般労働大衆は経済的に合同し、階級的、戦斗的な訓練を得た。ところが、これらの過程を経て一般労働階級は、階級的選手として無産階級の先鋒となり、経済行動に政治行動を取り入れた。かくして、われわれが最後の信念に到達すべき方向を示す。これは、無産階級運動を進展させる必然的過程であるということ、われわれは、はっきり知ることができる。

日本の労働組合運動が過去において振わなかったのは、国際労働会議を、経済的、政治的に利用しなかったからである。日本の労働組合は、労働代表を既に二回送っているが、その代表は、帰朝後まだ一回もその決定事項を公表したことがない。われわれ労働者の代表である以上は、当然これを報告する義務がある。しかるに、全然報告をしていないというのは、彼ら代表が資本家の走狗となつてゐる証拠であり、階級的使命を果さず、労働者の階級的観念を放棄していることになる。これは、労働組合が、その代表の選出にあつて、人格を第一義にしなかつた誤りである。今後は、われわれとして、大いに反省しなければならぬ。」と述べれば、大阪造船労働組合の見山某は「原案に賛成するが、この決議の第四項に『故に決定事項の促進に全努力を払ふこと』とある、これを『故に決定事項の批准並に実行を政府に強要する』と改め、その意味を明かにしたいと思う」と意見を開陳、続いて関東印刷労働組合の大島某は「昨年の日本労働総同盟の宣言には『国際労働会議にたいして、日本労働総同盟は、これを監督する』とい

う一項を入れ、その態度を明かにしている。要するに、施設のいかんによっては、労働者が積極的にこれを利用するという態度を表明した。しかるに、総同盟の幹部はその利用するという立場を忘れ、それに利用されるという立場に変わっている。今年の労働代表選出には、海員組合とんらかの関係があったというような風説すらある。われわれは、国際労働会議を戦斗的立場から利用するという考えのもとに、本当に労働階級の意味を代表するものを選出しなければならぬ。本案の趣旨には賛成だが、この決議の後にさらに『代表には、出発前、選出労働組合にたいして約束をなさしめ、また帰国の節は責任ある報告をなさしめる』といった一項を加えてもらいたい」と意見を追加し、最後に、野田律太議長から原案、修正案の二ツについての採決を満場に求めれば、修正案について再度の説明を要求する声があり、関東印刷労働の大島某立って「総同盟の大会の宣言のなかには、国際労働会議について慎重に研究し、わが労働組合発展の参考にすべしといった文句があるが、これまで選出した労働代表の実績を考えると、労働階級に切実な問題でなく抽象的な問題だけを取扱っている、という傾向がある。労働代表の報告は、いわゆる旅行漫談では困る。そのような意味で、さきに述べたような一項を決議文に加えてもらいたい」と述べ、野田議長は、当決議の第四項の「故に決定事項の促進に全努力を払う」を「故に決定事項の批准並に実行に政府を強要する」と訂正し、なお第五項として「代表者出発前労働組合に約束せしむること、および帰朝の際は報告を為さしむること」を追加する旨を約し、満場この議案に賛成可決された。

以上のように、創立大会は、国際労働会議の本質については、これを単に「国際労資協調の機関」とし、しかし、会議は、労働階級として利用する価値があるから、労働代表選出には参加するという態度をとることにしたのである。

二

その後、国際労働協会の勧誘に応じて、野田常任委員長が、たとえ一時にもせよ、そしてまた個人としての資格においてではあるが、これに入会したということについて、中央常任委員会の態度が問題とされた。要するに、国際労働協会は国際労働機関とその本質を同じくするもので、同協会は国際労働会議から離れようとする労働階級を喰い止めるための偽瞞的企画にはかならない。したがって、このような機関に労働階級が参加することは、むしろ害あつて益なきものである。それゆえ、たとえ国内のおもな労働団体の代表者がこれに参加しているからといって、野田委員長に参加を認めたのは、常任委員会の誤りである、というのである。これは、関東地方評議会から提出された質問並に意見書のいいぶんであった。

本部は、第十回（十月三十日）、第十一回（十一月十九日）の中央常任委員会並に第三回中央委員会（十二月五～七日）を開き、この問題について協議をかさねた。その結果、関東地方評議会の意見を正当と認め、「かかる支配階級の偽瞞政策にたいして、むしろ積極的にボイコットし、その階級的性質を大衆に暴露すべきである」との結論に到達した。だが、野田律太は、これよりさき既に同協会を脱退していたので、この問題はこれでおさまった。

ところで、この問題について右のように数回討議を重ねている過程において、国際労働会議の利用価値並にその利用方法が問題としてとりあげられていたが、第三回中央委員会では、同会議への労働代表選出には反対すべきではないかとの意見が支配的であった。しかし、創立大会では代表選出までは反対してはいないし、それにこの問題は、国内の他の労働団体との協同関係にも影響があるという理由にもとづき、今後さらに、評議会加盟各組合で充分討議して

もらうことが必要であるとなし、討議参考資料を作成してこれを配布し、十五年（一九二六年）一月十五日までに、同会議にたいして本部がとるべき態度について、加盟組合からの回答を望んだ。

三

評議会は、国際労働会議については、創立大会以降これを利用するという態度をもつてのぞんできていたのであるが、前述のごとく第三回中央委員会では、同会議への労働代表選出について反対の意見が出るといったようなこともあったので、国際労働会議第八回総会への労働代表選挙日を目前にひかえ、評議会としてはつきりした態度を決定すべく、十五年一月二十四日第一回拡大中央委員会を開き、つぎのような決定がなされた。

「国際労働会議の本質については、既に評議会創立大会において明かにされているが、今日、この会議自体は、利用価値が大いに減じている。がしかし、国際労働会議にたいするわが国の労働団体の意見はまだ一致していない。殊に、労働代表は、真にわが国の全労働階級の意向によって選出されず、投票権を多数持つ二、三の団体の協議によって専断的に決定せられ、全労働者の公正な代表選出方法を蹂躪していた。しかも、代表は、会議における議題その他について、爾前に一般労働大衆の意向を聞くことなく会議に臨み、また帰国後なんらの報告もしていない。このような状態は、決して国際労働会議を利用する真の方法ではない。それゆえ、国際労働会議にたいする国内労働組合の意見を利用価値なしという方向へ統一し、進んで共同戦線形成の機会をつくるため、つぎのような方針で第八回国際労働会議代表の選挙に参加すべきである」。

そして、つぎのような決議をし、これを発表した。

国際労働会議に対する決議

国際労働会議の本質に就いては、既に我が評議会創立大会に於いて明白にされているが、今日その利用価値に至っては自ら異り又大いに減じて居る。併し乍ら国際会議に対する国内労働団体の意見は未だ一致を見るに至らない。故に我が評議会は国際労働会議に対する国内労働団体の意見を統一し、進んで共同戦線形成の機会を作るために左の方針に依って第八回国際労働会議代表選出に参加する。

一、公明なる選挙方法に依り最も適當なる人物を代表者に選ぶこと

二、代表者の出発前の公約及び帰国後の報告を義務化すること
右決議す

第八回国際労働代表選挙日（二月十五日）が近づくや、日本労働総同盟の指導者たちは暗中飛躍をはじめた。というのは、総同盟をはじめ、海軍連盟、海員組合、官業労働総同盟の四団体などは、わが国における労働団体中での規模の大きな団体であるから、これらの団体で票数をうまく集めさえすれば、他の団体を見捨てても選挙に勝てるという強味を持っていたからである。それゆえ、無視された諸団体の間に、猛烈な反総同盟的機運がたかまった。そして、これらの団体のうちの東京市電自治会と機械労働組合連合が主唱者となつて、「労働代表選出全国労働組合協議会を開催することを提案、つぎのような案内状が全国^(注二)の反総同盟系労働団体宛發送された。

案内状

国際労働会議の利用価値に就ては直接大なる期待を持つ能わざるものなることは昨年度吾々の組合に於て宣明したる如くである。しかしながら労働代表選出方法にして合理的ならんか各組合間の友誼関係の深甚を加え未組織労働者諸君の結成に相当の效果ありと確信するものである。

吾々は昨年度すでに宣明したる如く国際労働代表選出は各組合間の公平なる利用を主張し其具体的實現として全国的労働代表選出協議会を開催し各組合の互譲の中に選出をなし以て過去数年間行なわれたる甲組合幹部の乙組合幹部を顧問とするが故に代

表を甲組合によこせというが如き所謂待合会議による見苦しき選出を排し尤も公平なる方法を実行したいと信じ茲に僭越ながら全国協議会開催の發起人として貴組合の賛意を得たく存じます。

右の労働代表選出協議会は二月十一日開催され、前記の日本労働総同盟外三団体を除く十二の労働団体代表が出席し協議したが、その結果、右四団体の行為は専横であり、したがって、その反省を促す必要があること、来年度からは選出方法の公正を期し、その利用効果を大ならしめることなどを決議し、なお、この年の代表選挙にあたり、もし協議会参加の労働団体のものが右四団体の決定している代表や顧問に投票すれば、それは、不公正な代表選出方法を承認したということになるし、この協議会が別の代表なり顧問を選出すれば、「競争を惹起し、労働団体の平和を乱す恐れがある」という理由で、この年の代表選挙に際しては総棄権し、声明書を発表するということにし、翌十二日特別委員会を開き、これを再確認した。かくて、この年は十八団体が総棄権することになり、評議会もこの声明書に署名した。

国際労働代表選挙に就て我等の棄権した理由

国際労働代表の選挙は、現在我が国労働組合間の年中行事の一つに成って居る。

我等は本より、国際労働会議そのものに対して大なる期待を持つものではない。然しながら労働条件の劣悪なることと、無産階級の政治的自由の極めて極限せられたることとに於て国際的に最も劣弱なる地位に在る我が国労働階級に取りては尚現実的に利用すべき価値あることを認むるを以て、同会議に派遣すべき代表及顧問の選出に就ては出来得る限り公正なる方法を以てし、最もよく我が国全労働階級を代表すべき人物を選出するに努むると共に一面この運動を利用することに依りて、各地労働組合の発達の上に多少の効果あらしめん事を希望するものである。然るに従来の選出方法に依れば組合員一千名には一票の割合を以て投票する事となって居るので一千名以下の小団体の希望は少しも伝達せらるる機会を持たぬ。また代表並に顧問を選定するに当りても各組合間に何等公正なる協議機関がなかったので、表面は各有資格団体の任意の投票に依るとはいえ実は比較的多数の投

票権を有する二、三団体の専断的協議に依りて決定せられ、為に代表顧問共に常に之等二、三団体の独占する所となり我が全労働大衆の代表選出方法としては甚しく不相当且つ不公正のものとなりつつあることは覆うべからざる事実である。

本協議会は前述の如き弊風を一新し、真に公正なる方法に依りて、より好き代表を選出せんことを目的として創設せられたるものである。然しながら我等は元より日本労働総同盟、海軍労働組合連盟、日本海員組合、官業労働総同盟等の如き従来常に代表者或は顧問を出し来れる団体に対抗し、之等と競争して別に選出せんとするが如き意向を有するものではない、例せば本年度の代表として海員組合長樽崎猪太郎氏を推すが如きは当然の事として我等も賛意を表するものである。然しながらその選出方法そのものが公明正大を欠き、また代表者が会議に臨むに当り議題その他につき何等各選出団体の意向を表明すべき協議会等の開かれたることなきを遺憾とするものである。斯の如きは適当なる選出機関なきに依る不正の甚しきものである。

我等は斯の如き信念に基づき茲に本協議会を開催するに当り現在参加せる各団体と共に、日本労働総同盟其他三団体の参加せらるるよう切望し、既に去る一月下旬に於て誠実に参加勧誘の提議を為した。然るに官業労働総同盟は当日大会開催中の故を以て出席されなかつたのは已を得ざる事であるが他の三団体が既に各自の内約に依り決定し居るを理由として参加されざりしは我等の深く遺憾とする処である。依りて本協議会に出席せる下記十九団体は本年度の投票に就き熟議した結果、若し右三四団体の内定せる代表顧問に投票する時は、前述する如き不正方法を承認する結果となり、また若し他に本協議会自ら代表顧問を選定する時は、競争を惹起し労働団体間の平和を乱すが如き恐れあるに鑑み、本年度は全部一斉に棄権することに決定した。

右の如き事情に依り、本協議会に参加せる、十九団体十万余人の組織労働者は本年度は一斉棄権を断行するも、それは決して国際労働会議代表選を否認するからでなく、来年度より、その選出方法の公正を期しその効果を大ならしめんことを希望するが故である。されば我等は日本労働総同盟其他の大団体が従来態度を反省し速かに本協議会に参加せられん事を切望すると共に、有資格無資格を問わず各労働団体が挙って協議会に参加せられん事を切望するものである。

大正十五年二月十一日

東京市電自治会 (東京)

機械労働組合連合会 (右同)

芝浦労働組合 (右同)

自由労働同盟 (右同)

- 官業労働組合 (右同)
- 蒲田労友会 (右同)
- 東京市道路衛生従業員組合 (右同)
- 全日本鉄道従業員組合 (右同)
- 横浜市電共和会 (横浜)
- 日本製陶労働同盟 (名古屋)
- 日本労働組合連合会 (十三) (大阪)
- 日本労働組合連盟 (右同)
- 日本労働組合連合会 (市岡) (右同)
- 大阪市電自助会 (右同)
- 純向上会 (右同)
- 日本労働組合評議会 (右同)
- 日本司厨同盟 (神戸)
- 神戸一般労働組合 (右同)

労働代表選出全国労組協議会成立についての経過は右のとおりであるが、評議会としては、実は「この運動を利用して国内労働団体の共同戦線促進のモメントとする戦術をもっていたのであるが、結局、それは失敗に終わった」^(注三)ことになるのである。なんとすれば、協議会が成立し、反総同盟的機運はたかまったとはいえ、それ以後、それはなら定着することなく、代表選出期が過ぎると同時に解散に等しい状態におちいつてしまったからである。では、なにゆえ、そのようになったか。谷口善太郎はつぎのようにいう……

二、評議会の方針は、労働者階級の国際意識の立場から、会議の暴露、総同盟指導者の非階級性、官僚主義、利権亡者性を批

判するといふ根本的態度でなく、代表利権の割当を要求する各団体指導者の運動——たとえそれが反総同盟の形態をとったとはいえ——に追随し、

二、しかも、以上のごとき批判を大衆的な場面で行なわなかったからだ。」^(注四)

そして、野田律太は、評議会のこのような態度について、「評議会を飽くまでも毒していた山川イズム」^(注五)「敗北戦術」が、いちぢるしく目立っている、と看破している。

四

しかし、その後における世界情勢の変化、国際意識の高揚、その他諸運動の経験のなかから、評議会の国際労働会議にたいする態度には、これまでと比べ大きな変化がみられた。それは、国際労働会議代表選出について、昭和二年一月七日これを否認することに決し、中央常任委員会が、同月十三日付で加盟各組合にたいして「国際労働会議対策指令」なるものを発送していることである。

国際労働会議対策指令

方 針

- (一) 国際労働会議代表選出権を棄権すること。
- (二) 会議の正体を暴露し、これを大衆に宣伝すること、同時に棄権運動を大衆化せしめること。
- (三) 会議の否認と共に、無産階級の国際的団結の必要を宣伝すること。
- (四) 地方的には統一同盟地方委員会がこれを決議し、宣伝すると共に、全国的には、国際労働会議対策委員会がこの運動を起すこと。
- (五) この問題で地方的及び全国的に中間団体及び右翼団体に共同動作を提議し、彼等の指導下にある大衆に働きかけること。

方法

(一) 各地方に於ける評議会加盟の各組合は、統一同盟地方委員会の開催を要求し、この運動の地方的宣伝を統一同盟地方委員会になさしむること。

但し、統一同盟のなき地方に於ては、地方組合会議、または無産団体協議会に於てなさしむること。

(二) 地方同盟委員会は、全国統一同盟委員会に対して『全国的国際労働会議対策委員会』の提唱及び主催者たることを要求すること。

但し、代表選出は一月下旬に迫っているので、同盟本部に要求すると共に、地方的活動を開始すること。

(三) 国際労働会議対策委員会は、統一同盟が主催になって、全国的及び地方的単独労農組合の代表者会議を開催すること。但し、その場合統一同盟も一団体として参加すること。

(四) スローガン

(イ) 国際労働会議否認

(ロ) 国際的労働階級の提携促進

(ハ) 労農ロシアへの観光団の派遣

(ニ) 太平洋労働組合会議の支持

地方同盟及び全国対策委員会の開催は急速を要す。

理由書

国際労働会議に対する対策に関しては、異った三つの意見がある。

(一) 国際労働会議出席代表を一般投票によって選出すること。

(二) 否認——代表選出に当っては棄権すること。

(三) 否認——代表選出に当っては棄権、同時に、労働階級の国際的団結の宣伝をすること。

なお、右のうち(一)の対策の中には次のごとき政策が含まれている。

イ、代表選出を機会に大衆の動員

ロ、代表選出に当って、中間団体との提携、而して右翼の待合政治的代表選出に対する斗争等

国際労働会議を吾々は如何に認識するか、また、して来たか？

『吾々はもとより国際労働会議そのものに対して大なる期待を持つものではない。然し乍ら労働条件の劣悪なことで、無産階級の政治的自由の極めて制限せられたることに於て国際的に最も劣悪なる地位にある我が国労働階級にとりては、なお現実に利用すべき価値あることを認むる』

(大正十五年三月三日国際労働代表選出全国労働組合協議会声明書)

現実に利用すべき価値、それは何を指すか？

『……世界各国を通じて、社会政策的施設をなさんとするに当り、産業競争の状態にある関係上、甲の国の退嬰的施設は乙の国の進歩的施設を妨げることになるので、この足並を揃え、お互に些少づつなりとも、社会施設を労働者の生活向上のために計ろうとするのである』(大正十二年労働代表の報告書)。

即ち資本家国家間の競争を利用して、労働階級の利益の獲得を計ろうというのである。果してそれだけか？ 否！ 果してそれは事実か？ 国際労働会議に於て決議されたる条約案が全国に於て殆ど実施されず、国際労働会議がならこれに対する強制力を持っていないにも拘わらず、各国ブルジョアジーは、国際労働会議を競争国の労働条件を引きあげるために設置し、しかしそれを目的に労働代表を参加せしめているのだからか？

これは所謂本末の顛倒である。

国際労働会議は、各国に於けるプロレタリアの、国際的団結を骨抜きにして、その首領を買収せんとするための機関である。

右翼首領が如何にこれを宣伝しつつあるかを見よ！

『我等は日本に於て、労働総会(国際労働会議)の所謂『社会正義』の樹立は、日本小作農民の参加を除外して考えることは出来ない』(代表報告書)

即ち国際労働会議の『社会正義』の正体を暴露することではなくて、却って、社会正義を支持しているではないか？ 斯くして彼等は国際労働会議を資本家と政府と労働者とが集って社会正義の樹立のために協議する場所に化してしまう。国際労働会議は斯かるブルジョアジーの意図によって設置されたものである。

ブルジョアジーにとっては、条約案が、各国に於て、実施されているかどうか？ 等ということは、その主たる関心事ではない。然しあまりに決議のしっぱなしでは、その本来の目的たる偽瞞機関という役に立たなくなる。そこで、時々所謂各国の不誠

意を責める、これが国際労働会議の正体なのである。

国際労働会議で一国の資本家、政府、労働代表が野合して、他国の労働条件の劣悪なることを攻撃している、そして所謂労働条件の劣悪な国の代表者はこれを有難っている、ここでは労働階級の国際的団結等という精神は棄にしたくもない。

階級協調！ 或る国の労働代表十二国の政府、資本家、労働者代表！ そしてその結果は終になんら部分的利益すら獲得出来ぬ。

斯くて各国ブルジョアジエは、この会議を最も有効に利用しつつあるのである。この会議への代表選出を、公正な選挙法に依れ、と見て見たところで、結局は、なにものをもたらさぬばかりでなく、積極的な弊害がある。若し会議そのものは否認するが、選挙を一般投票に依れというなら、一体何の右翼及び中間団体との共同戦線に利用するために——彼等も代表選出論者である——選挙権を行使せよとの意見があるが、(五、六字不明) 派遣を要求して居らぬにも拘らず、単に幹部間の共同戦線のために、大衆への積極的働きかけを放棄した共同戦線は無意義であるのみならず、却って有害なのである。ために、何を目的で代表を選ばねばならぬかを、大衆は疑うであろう。斯かる欺瞞機関へでも、なお我々が参加せねばならないのは、大衆がこの会議に非常に信頼をもって居り、これをブルジョアの欺瞞機関だと宣伝しても、承知せぬ場合に限る。然る時、彼等の会議に対する要求を代表し、会議そのものが、かかる要求を容れ得る性質のものでないことを事実によって知らさなければならぬ。然し我々には今そんなことをする必要はない。

『何にもならぬ会議へワザワザ暇をつぶしに行く時間があるなら労働条件改善の斗争を手伝え』というほうがより有効である。凡ゆる機会を利用するということは、原則を放棄しての利用であってはならぬ。

大衆を動員するのは好い。然もわざわざ原則を放棄してまで、大衆を動員しなくとも外にいくらでも機会はある。

国際労働会議は、ブルジョアの欺瞞機関だといったのみでは不十分である。これは国際的欺瞞機関である。

無産者階級が勝利を獲得せんがためには、国際的団結が必要である。

かの世界戦争を可能ならしめ、而してこの資本主義の国際的危機をプロレタリアの勝利へ導くことの出来なかつたことは労働階級の国際的団結の欠乏であつた。

吾々は国際労働会議の否認、棄権に止まるべきではない。

労働会議の正体の暴露と共に、プロレタリアが勝利を得るための絶対条件たる国際的団結のための運動に積極的に進出せねばならぬ。我々は今やこの進出を現実に開始し得べき段階にまで達したのである、そして斯くの如き国際労働会議に対する我々の態

度が如何に正しく、それが今日に於ける我が無産階級運動の発展段階に於ける必然性を有するかを見よう。

国際労働会議に対する意識の発展過程を追跡すれば――

第一期――友愛会の柀本代表反対運動

労働運動勃起時代（以下省略）

第二期――国際労働会議の簡單なる否認

労働運動の経済的斗争沈潜時代

第三期――国際労働会議利用

所謂第一期方向転換期（以下省略）

第四期――国際労働会議に対する右翼の積極的利用と左翼内の利用と、否認の二つの意見の対立（以下省略）

第五期――国際労働会議の否認

国際的運動への積極的進出

眞実の方向転換過程

全無産階級の政治斗争主義への発展転化時代

斯く我々は今や始めて無産階級の国際的運動、従つてまた、国際労働会議に対する対策を、眞実に全無産階級の政治斗争主義の立場から、解決することが出来るのであり、またしなければならぬ。

然し我が無産階級の所謂前線の展開は、なお未だ充分に行なわれて居らぬ、そこには未だ一定の限度がある。我々の国際運動もまた、直ちに具体的組織運動へまでは進出し得ぬ、国際的団結、組織運動への宣伝とアジテーション、これが今日に於ける吾々のなさねばならぬ仕事である。

而して斯かる当面の任務が、或る程度に完成した時、国際無産階級運動の有力な組織上に於ける一部隊として日本のプロレタリアは国際的団結に参加し得るであらう。

右のような指令が出されて間もなく、「年中行事」とされていた国際労働会議代表選挙日が切迫してきた。そして、忘れられていた例の代表選出全国労組協議会が甦生し、一月二十七日その第二回会議を開催した。当日出席した団体

は、日本交通労働総連盟、日本労働組合総連合、日本労働組合同盟、日本司厨同盟、日本製陶労働同盟、評議会（中村義明、河田資治、松尾直義が関係組合を代表して出席）など十五団体であった。つぎにこの会議の模様を、評議会関西電気従業員組合、東京市従業員組合が発表した声明書（二年一月二十七日付）によってみることにしよう。

「……各種の事務報告後、藤岡文六君（筆者注。日本労働組合同盟の役員）を議長として議事に入るや、突如として総連合の代表者は『本会議をして直ちに代表選出のための協議会として議事を進行したし』と、緊急動議を提案したので、我等は『否認か利用かを決定することが、本日の会議開催の主旨であり討議続行の必要がある。故に緊急動議の撤回を極力希望する』ことを主張した。然るに代表選出論者たる彼等は飽くまで、その主張を固持して譲らなかつた。我等は『代表を選出して労働階級の利益のために、尚利用するの価値ありと主張せらるる根拠を示さるるならば、更に代表選出論者の利用理由が果して正しきか否かを互に考究し、討議したいと思うから』と、懇請したのであつた。それにも拘らず彼等は依然として利用の根拠を示さなかつた。この時交通総連盟の代表者が連盟内部にも賛否の両論ありて、意見の決定は一任されて来ているので棄権論、利用論の両者の意見を十分に聴取したる後決定したし』とて、連盟内部に於ける両論の内容をも説明されたのであつた。

斯くて会議を一時休憩した。この間に利用論を主張する各組合の代表者（交通総連盟を除く）は相集合して議するところあり、再会と同時に、利用論主張の組合全体を代表して労働総連合の代表者は『利用する理由を述べる必要は絶対になし』と声明した。そこで再び彼らは『この公然と討議決定する協議会に於て、理由発表を拒否するその理由は何故であるか』と、質問したるも、これまた、その必要なしと声明した。茲に於て我らは棄権に対する理由を詳細に述べ、再三再四重ねて利用論者に利用理由を質問したるも、何等の言明もされなく採用に入りて、遂に協議会第二回会議を閉会し解散するに到つたのである。』

このように声明書は述べきたり、さらに続けて評議会が国際労働会議を否認し代表選出に棄権した理由をあきらかにし、いわゆる中間派をもって自認する組合の指導者も現実主義を力説する右翼組合の「墮落幹部」とならんら異るところなく、その軌を一にしていることを暴露し、これらに対する斗争とプロレタリアの国際的団結運動の躍進を力強く叫ぶ。

「国際労働会議は、疑いもなく労働代表選出によって労働組合の墮落幹部を買収し、同時に労働大衆を胡魔化すところのブルジョア階級の国際的欺瞞機関である。我らはかつて尚利用するの余地ありとして労働代表を選出せる時もあったが、我らは今日の段階に於ては、何等の利用価値なきのみならず、また過去の経験を以ってしても、いかにこの機関によって大衆が欺瞞され、且つ運動の発展を阻害しつつあるかを瞭かに実証した。我等はここに於て国際労働会議それ自体を本質的に否認し、更に進んで労働階級の眞の利益を齎すものは無産階級のみを国際的団結を促進し、その実現を図ることを以って、今日に於ける国際運動の急務なることを確信するものである。

国際労働会議の利用論を高唱しながらも、労働代表選出に當って、その利用理由の発表をさえも断乎として彼等が拒絶したことは、実に彼等自ら労働階級の利益を眞実に代表し得ない。また代表して斗争する必要なしということ、換言すればブルジョア階級の協力者、支持者であるということ、全無産大衆に声明発表したものに外ならないのである。

この不信極りなき国際労働会議に対して、代表を選出せんとするに就ては、相当の理由がなければならぬ。また単に個々の組合の代表でなく労働大衆の利益のために、代表を選出するのである限りは、当該組合はこの選出に就いて如何にして会議を利用し如何なる方法によって大衆のための利益を戦いとするかの態度を大衆に宣明することが、各労働団体の採るべき公正なる態度でなければならぬ。然るに彼等はこの公然の討議をなすべき協議会に於て、利用理由の発表を拒絶し、我等の質問追及に対してすら一言半句も我等をして首肯せしむるところの答弁をなし得ず、斯くて労働大衆に対する一片の責務をも果さなかつたのである。

彼等の協議会に於て主張する労働代表選出方法の態度は、時に彼等が悲憤こうがいを以って罵るところの総同盟、海員組合の現実主義を高唱する墮落官僚幹部と何等異るところなく、実に自己の個人的野心を満足させることが即ち労働代表の単なる椅子の分配ということが、全目的であり全運動なのである。彼等の利用するところが口実の何であれ、大衆のための利用ではなく、個人的野心のための利用なのである。それ故に彼等は代表選出にあたって、如何なる立場から、如何なる利用方法によって大衆の利益を擁護し獲得するかも大衆に説明し得なかつたのではないか。見よ！ 協議会開会后、代表選出のために再開した会議は、傍聴を禁じて内面の暴露されるを恐れ、また新聞記者に発表したのも代表の椅子の取引以外に就ては何等の語るどころがないではないか。ここにも墮落官僚幹部と同じく四畳半式会合であり、大衆への公約等は遂に全然無視されて居る！！

かくして彼等は労働大衆の現実の利害問題に対しては何等の関心事をも持ち得ないのみならず、労働大衆に対してこの欺瞞機

関を、労資協調機関をそれとして暴露するのでなくして、寧ろ利用することによって大衆に協調思想を国際的規模に於て移入し、以ってブルジョアの忠実なる奴僕となるの結果を招来して居る。

我等は斯くて、組合主義者、所謂中間派を以って自認する彼等指導者が今やかの現実主義を力説する墮落幹部とその道を一にして居ることを、ここに断乎として暴露し、これと斗争しなければならぬ。国際労働会議を否認し労働者の国際的団結の実現を図ることのみが真に労働者を解放へ導くものであることを重ねて高調するものである。

○国際労働会議を否認し代表選出に棄権せよ!!

○労働階級の裏切者を葬れ!!

○労働階級の国際的団結の実現を促進せよ!!

評議会の国際労働会議否認運動はようやく積極化してきたが、評議会は、さらに「真の国際的運動を指示するた^め」との理由にもとづき、一月三十日東京で「全国無産団体代表者会議」を主催した。この会議には、全国各地の統一同盟および東京市従、関東電気、関東木工、関東俸給者、東京一般、関東皮革、羽田相愛会、蒲田労友会、市電自助会有志の各代表者および関東地評の代表者が参加し、国際労働会議の否認を満場一致決議し、それを徹底するため^{注六}の具体的方法として、統一運動全国同盟が主体となり、(一)代表選出権の放棄、(二)演説会、講演会、研究会の組織、(三)ビラの発行、(四)中央常任委員会が発表した指令(昭和二年一月十三日付のもの)のなかでうたっている四項目のスローガンにもとづく運動を起すことが決議され、全国の大衆への宣伝のための声明書が作成され、撤布された。他方、右のスローガンのなかにかかげられていた太平洋労働組合会議への代表派遣運動はその後大いに発展し、三月二十四日全国十三労働団体によって「太平洋労働組合会議代表選出全国協議会」が開かれ、野田律太外十二名が代表として選定された。会議は五月一日から三日間中国の広東で開催されることになっていたので、代表はこれに列

席すべく準備を進めていたが、出発の当日全員検挙されてしまった。しかし、評議会はこのことのあるを豫測し、代表選出のときには既に表面的な代表と秘密の真実の代表とを二重に準備していたので、真実の代表は首尾よく官憲の眼をのがれて渡支し会議に出席、階級的立場からする国際的団結の結成に成功した。

五

以上のような経過をたどり、評議会は、第四回中央委員会（昭和二年四月十七—十九日）（一九二七年）では、来るべき第三回全国大会の議案として「国際労働会議否認の決議案」を提出すること、とその文案は、同年一月十一日付で加盟各組合に配布されている常任委員会の指令を基礎とし、会議の具体的内容を明示して作成することなどを協議決定し、全国大会に臨む態度をきめた。

第三回全国大会は、五月八—十一日大阪天王寺公会堂で举行された。

さて、評議会は、その創立大会において、五ヶ条からなる綱領を決定しているが、これらの綱領は、すべての労働組合運動の根本的任務、態度をいいあらわしたものであった。しかし、福本イズムの誤謬に害されていた第三回大会では、そのような「創立大会において採用せる綱領は、無産階級運動の現発展段階よりみるとき、その内容において全く不充分であり、且つ観念的抽象的なものである……組合運動があらゆる運動の主体として活動せる状態の下にあっては、我評議会がかかる綱領を掲げたるも当然であった。だが、労働農民党の成立、その具体的活動の開始は、我が評議会をしてかかる『混合型』より脱却すべき条件を与えている……我々は在来の抽象的、観念的綱領を廃止して、評議会が、労働大衆の日常利益を真実に擁護する労働組合としての綱領を掲げなければならぬ。何故ならば、評

議会は労働組合である以上、労働の大衆日常経済利益を第一の契機として成立せるものであり、これを最も果敢に遂行することによってはじめて、その政治的任務をも達成し得るからである」と、要するに、評議会は、政治斗争を全無産階級政治斗争に結びつけ、労働組合の政治斗争を過小評価する誤りを犯しているのであるが、大会は結成時の綱領を廃止し、新たに経済斗争に関する十五の行動綱領を採択した。そのなかには「国際労働会議の否認」なる一項目がかかげられている。

では、評議会は、その後国際労働会議にたいし具体的にはどのような方針でのぞむことにしたか。「運動方針大綱」のなかで示された「国際運動に関する方針」^(注六)は、つぎのように決定するよう指示している。まず「わが労働組合の新たな任務は、啻に国内における運動のみならず国際的戦線への進出を命ずる。無産階級運動は必然に国際的団結を必要とする。其は無産階級解放の為のみならず、資本主義の現段階に於ては労働者階級の日常経済斗争に於ても大規模となる限り具体的に当面するところの問題である」と前おきし、続けていう、「階級斗争の尖鋭化するに従つて、資本家階級は巧に労働階級の国際的団結への要望を利用し欺瞞することに努力する。かの国際連盟の一機関たる国際労働会議が即ちこれである。所謂阿姆斯特ダムインターナショナルの英雄的指導者等にかかる国際ブルジョア欺瞞の笛に乱舞する傀儡に過ぎない。彼等はいづこに於ても一片の決議と資本家との『公平な』契約によって無産階級を欺瞞し、大衆の国際的団結への要望を資本家と協力して変質せしむることに努力する。だが没落しゆく資本主義は必然に階級対立を尖鋭化し、各国の労働階級はかかる欺瞞的国際労働会議に対して益々希望と信頼とを失い、真実に無産階級の利害を代表する国際的団結の旗席のもとに集まり、国際的戦線の統一の形成への傾向を急速に示しつつある」と。要するに、今後、評議会としては、単に国際労働会議の否認、正体の暴露だけに終らず、さらに進んで労働

働階級の国際的団結の促進、国際統一戦線の実現に努力せねばならぬというのであるが、そのためには、当面次のような方針のもとに、この任務の遂行にあたらなければならぬ、という。すなわち「右翼労働組合指導者は国際労働会議により、或は極東労働者会議の名の下に積極的に大衆の国際的意識を欺瞞（反革命、谷口注）に利用せんとしているのに対して、あらゆる機会を利用してかかる国際的欺瞞機関並にこの指導者の欺瞞政策を徹底的に暴露しなければならぬ」。今日世界資本主義の最も尖鋭化する斗争の舞台は太平洋沿岸である。支那国民運動の進展と共に支那の無産階級に対する列国の弾圧が集中し、列強国の矛盾は極度に尖鋭化し戦争の危機は増大してゆく。太平洋沿岸労働者の国際的団結はかかる国際戦争を防止する上に、重要な任務を有する。太平洋沿岸労働組合会議は重要な任務を有する。我々はこの会議（汎太平洋労働組合会議、谷口注）へ積極的に参加し支持し、以て我国労働階級の国際的意識の喚起に努力しなければならぬ。「我国の労働階級は、帝国主義列強の毒牙に抗争する支那労働者、及び我日本主義の暴圧に抗争する朝鮮台湾等の殖民地の労働者階級との提携を図り、緊密なる国際的団結を実現し、相互に斗争を援助する為に、急速にこれら諸国との協同委員会を設置しなければならぬ」し、「更に、太平洋沿岸に於ける斗争は、帝国主義国相互間、帝国主義国及び殖民地、並に無産階級国家と資本主義国家との不可分なる関係によって、全世界における階級斗争と必然に繋がりを持つものである。我々の運動も世界的でなければならぬ。したがって我々はその有する力に依じて、先ず労働者の国際的意識を更に高める為に、唯一の無産階級国家ソヴィエツト、ロシアへの観光団を組織し派遣すると共に、適當なる機会を利用して他国の労働代表を招待することに努力しなければならぬ」と。これが、評議会第三回全国大会において決定された国際運動の細目テーゼである（中央委員会提出）が、以上のような観点に立って、中央委員会提出の議案「国際労働会議に関する決議案」は大した質問討論なく採用され

た。つぎに右議案の提出理由をきくことにしよう。

「国際労働会議によって、資本家国家間の競争を利用し、労働階級の利益を獲得擁護し得るといふ、右翼指導者の見解は絶対に誤りであり、欺瞞である。

国際労働会議は、ブルジョアジーが、右翼指導者を買収して、かかる見解を吐露せしめ、よって以て大衆を世界的に欺瞞する機関である。各国に於けるプロレタリアの斗争、更にプロレタリアの国際的団結を骨抜きにする所の機関である。

然るに我が評議会が昨年まで、かかる機関に対して利用し得ると思惟したる所以は、国内に於ける無産者運動の情勢が、我々をして国際的団結の必然性と、国際的対立を明確に認識せしむる程に成熟せざりし為である。

併し今や我々は、国際労働会議の眞性質が何れにあるかを認識し得る。而して此の認識に適應する戦術をたて得るし、又適應せる戦術を遂行せねばならぬ。

我評議会は、今年に於いては、かかる欺瞞機関の否認を主張した。我々はかかる態度を正しきものとする。

我が評議会は、国際労働会議の如き国際的欺瞞機関を徹底的に曝露しつつ、大衆をして眞実の国際的団結の意義と、其の方向を指し示すべく努力せねばならぬ。

併しながら、かから曝露と宣伝は、単に国際労働代表選出の時に於いてなすのみでは充分ではない。

我が評議会は、労働農民党、統一同盟と提携して、常に国際問題に関する一般大衆の注意を喚起し、国際的団結の必要を宣伝し、同時に国際的欺瞞機関国際労働会議を曝露しなければならぬ。

殊に、裏切者鈴木文治の帰朝に際しては、立会演説或は文書宣伝により、彼並に国際労働会議の欺瞞を大衆の面前に徹底的に曝露せねばならぬ。

眞実の国際意識の喚起も亦、日和見幹部に対する深刻果敢なる斗争によってのみ為し得る所である。我々はここに国際労働会議の徹底的排撃を決議す。

その後、国際労働会議第九回総会に出席する労働代表選出期を前に、評議会の国際労働会議否認、太平洋労働組合会議支持の運動は、機関紙「労働新聞」上でそれらがますます労働者の間に拡大しつつあることが紹介されていた

が、評議会が解散するまでなんら具体的なものとならずして終った。

注(一) 創立大会速記録にもとづき、筆者が要録した。

(二) 案内状に賛成して全国協議会に代表を出席せしめた組合は、東京市電自治会、自明会、日本労働連盟、機械労働組合連合、日本司厨同盟、日本労働組合評議会、芝浦労働組合、道路衛生従業員組合、蒲田労友会、日本製陶労働同盟、神戸一般労働組合、自由労働同盟。

(三) 野田律太「評議会斗争史」三七八頁。

(四) 谷口善太郎「日本労働組合評議会史」上、一六六頁、青木文庫版。

(五) 野田律太、前掲書 三七九頁。

(六) 日常利害にもとづく労働組合の統一戦線を目的としているが、事実上は評議会の外廓団体である。

(七) 第三回全国大会において中央委員会が上提した議案「綱領廃止新政策採用の決議案」を抜粋(野田律太、前掲書五二一—五二七頁)。

(八) 第三回全国大会中央委員会報告並に議案、四六頁。

(九) 評議会教育出版部篇、第三回全国大会「運動方針と新綱領」二六一—二八頁。